平成２８年（フ）第４００号
北九州市門司区谷町２丁目２番28号
破産者　池田　文子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１１号
北九州市小倉北区赤坂３丁目３番17号（さくらハイツ101）
破産者　豊島　浩一
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７９号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地55
破産者　中野　晴彦
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
宮崎市松橋１丁目11番14号　コージーマンションアトラス105号、前住所宮崎市千草町３番15号　ＷｉｌｓｈｉｒｅＡＰＴ601号
破産者　瀬ノ口　亮
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０１号
宮崎市南方町御供田1211番地２　ＧＴコーポ102号、前住所東京都大田区下丸子２丁目21番３号　コーポヒューズ201号
破産者　石田　光絵
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４２号
熊本県人吉市西間下町791　コーポ五山206号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1737番地５
破産者　鈴木　康弘
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６９４号
福岡県春日市弥生４丁目84番地
破産者　西村　直樹
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７７号
福岡県糟屋郡宇美町桜原２丁目15番７号
破産者　廣橋　英幸
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５号
兵庫県姫路市苫編654―22、住民票上の住所神戸市長田区四番町１丁目11番地の47
破産者　前田　眞里
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６０９号
広島市安芸区上瀬野南１丁目1764番地１
破産者　濵村千鶴子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５１号
青森市大字野尻字今田91番地２　第２サンハイツ青森606号
破産者　新免　圭介
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
横浜市緑区西八朔町46番地１　ハイツセイミヤⅢ―101号
破産者　筒井ひとみ（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
新潟県阿賀野市山口町２丁目１番18号
破産者　原　小百合
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５３号
石川県加賀市山代温泉11の27番地１
破産者　吉田　美喜
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
愛知県大府市共西町５丁目99番地
破産者　渡邊　　努
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４４号
愛知県西尾市西幡豆町郷中15番地１
破産者　鈴木　勝利
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
愛知県岡崎市北野町字畔北８番地　シティエイト　202、前住所愛知県豊田市白山町七曲12番地239
破産者　横山　　昇
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
愛知県岡崎市若宮町３丁目27番地
破産者　三島　公爾
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係